



●大切なことは「好き嫌い」で決めろ！ という書籍のポイントレビューです。

1. 好きなほうを選んで失敗しても、笑顔で語れるようになる。
2. 嫌いなほうを選んで失敗したら、死ぬまで後悔し続けるだろう。
3. 20年後に後悔するのは、好き嫌いで決断しなかったことばかり。
「もし、あの時、自分の好きなほうを選んでいたら…」
「一度くらい好きなことをやってみたかった」という遺言だけは、ごめんだ。
4. 人は正しいことよりも、楽しいことをやりたがる生き物だ。
5. 直感とは好き嫌いだ。好き嫌い以外の理由は全てこじつけ。
6. 才能の第一歩は それが好きであること。
根底に「好き」があれば我慢しなくても努力を継続しやすいからである。
7. 嫌いなことを続けると寿命を縮める。
嫌いなことで頑張ると さらに一生 大嫌いなことに振り回される。
8. 具体的に行動しないのは、「これではいかん！」と本気で思っていないからだ。
9. ブラック企業か否かの基準は労働条件でなく、本人の好き嫌いだ。
一流名門企業のサラリーマンが謙遜してよく口にすることがある。
「うちはブラックですよ、時給に換算したらアルバイトよりも安いですよ」
しかも「自分よりも格下の相手」を選んで言うことが多い。
もちろん自社がブラック企業などと微塵も思わず、むしろ気高い誇りをもって優越感に浸っている。
10. 運の良い人と付き合いなさい。 仕事に忠実な人間は信頼できる。
11. 自分の短所を克服していく 愛する相手から嫌われないために。
やはり短所が多ければ人の魅力は霞んでしまう。
お互いに成長できる関係が愛情をより高めてくれる。
12. モテない人たちは共通点がある。それは、自分の長所が相手に伝わらないからだ。
自信があることを伸ばす、自信が発揮できる環境に身を置くことだ。
13. 「失敗の多い人生」ではなく「納得感のない人生」だからストレスが溜まる。
14. 我慢して生きている人は「こんなに我慢しているのだから、このくらい許されてもいい！」
と間違った方向へ暴走してしまうことがある。
15. 好き嫌いで決めるということは責任も失敗も人のせいにはできないということだ。



●再雇用後の業務変更は違法なのか？

トヨタ自動車で事務職だった元従業員の男性(63)が、定年退職後の再雇用の職種として清掃業務を提示されたのは不当として、事務職としての地位確認と賃金支払いを求めた訴訟の判決で、名古屋高裁は約120万円の損害賠償を命じた。

再雇用の基準を充たさず、再雇用されなかったことは適法と判断されました。

●事件の背景

そもそも元従業員は**再雇用の基準を充たしていませんでした。**

会社は「**再雇用をしたくない**」という意図があり、**事務職から清掃業務へ業務変更を提示すれば自ずと退職するだろうと推察したのです。**

会社と元従業員との間にトラブルがあり、根深い感情的な対立が存在していたのです。

●裁判所は見抜いていた

「清掃業務等の単純労働を提示したことは、あえて**屈辱感を覚えるような業務を提示して退職せざるを得ないように仕向けた**ものと疑いさえ生ずるところである。」と判断している。

●本当の原因は何だったのか？

会社と元従業員との間にトラブルがあり、根深い感情的な対立が存在していたのです。

この感情的対立がそもそもの原因であり、法的な問題ではないと思います。

だいたい裁判まで発展するのは「**根深い感情の対立**」があるからです。

裁判所は元従業員も再雇用の基準を充たさず、再雇用されなかったことは適法と判断しているので、**元従業員にもなんらかの問題があったものと思われる。**

●この判例から会社側がどう対応すればよかったのでしょうか。

元従業員も自己の非は分かっていたのかもしれませんが、**嫌がらせ的な対応をされて屈辱を感じた**のでしょう。**それが許せなかった**のだと思います。だから訴訟までしたのです。

お金が欲しいわけで裁判をしたのではないと思います。

会社側も本人に対して、問題点を指摘し、改善努力をするよう要請する。

話し合いを何度か行って、それでダメなら再雇用はしない。と告げれば良いと思います。

会社側は本人と向き合って話し合うと感情的になったり、こじれたりする可能性があるのが煩わしかったのでしょうか。ここは逃げずに向き合うことが大事だったと思います。

私も遠回しの嫌がらせ的な対応をされたら 恨み感情が湧いてしまいますよ。

「自分がされて嫌なことはしない」ということですかね。